

平成22年度 岐阜県「介護サービス情報の公表」の実施について

1 制度の趣旨

介護保険制度は、介護サービスを利用しようとする者が自ら介護サービス事業者を選択し、利用者と事業者が契約し、サービスを利用又は提供する制度であり、利用者本位による適切な事業者選択を通じたサービスの質の向上が図られることを基本理念としています。

こうした基本理念を現実の利用場面において実現することを支援するしくみとして、平成18年4月から「介護サービス情報の公表」制度が導入され、事業者に介護サービス情報の公表が義務づけられました。

この制度の導入により、利用者やその家族等が、公表された情報を活用しながら適切な事業者を選択することが可能となり、また、事業者においては、サービス改善への取組みが促進され、介護サービス全体の質の向上が図られることが期待されています。

2 制度の概要

「介護サービス情報の公表」制度は、毎年1回、介護サービス事業者が厚生労働省令で定められる「介護サービス情報」を自らの責任で報告し、事実確認のための調査を経て公表されるものです。

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法第115条の35から43において規定され、「介護サービス情報の公表」を行うこと及び公表のための調査を受けることが、事業者の義務として定められています。

また、法115条の35第4項から第7項の規定において、未報告、虚偽の報告、調査拒否、調査妨害の場合は、知事は改善命令ができることとされ、改善命令に従わない場合は、指定（許可）の取り消しや、指定（許可）の効力を停止する処分ができることが定められています。

利用者本位の介護保険制度の実現のため、本制度の円滑な実施についてご協力をお願いします。

公表される「介護サービス情報」

「基本情報」	事業者の運営主体、事業所名、営業時間、定員といった基本的な項目で、事業者が報告した内容がそのまま公表されます。
「調査情報」	介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など、事実かどうか客観的に調査することが必要な情報で、調査機関が調査し、事業者の報告内容について事実確認をしたうえで公表されます。

公表の方法

情報は、指定情報公表センターによりインターネット(『岐阜県介護サービス情報公表システム』<http://kouhyou.winc.or.jp/kaigosip>)で公表されるとともに、利用者からの要請に応じて紙媒体による情報提供、閲覧等も可能です。

事業者は、公表する介護サービス情報について、介護サービス事業所又は施設の見やすい場所に掲示するなど情報提供に努めてください。また、利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する介護サービス情報を添付することが望ましいものとします。

岐阜県の実施体制

岐阜県が指定した下記機関により、調査及び公表に関する事務は実施され、事務に必要な費用は、条例により手数料として事業者の負担となります。

指定情報公表センター	「報告の受理」「公表」を実施
社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会	
指定調査機関	「調査事務」を実施
特定非営利活動法人 岐後見センター	
特定非営利活動法人 ぎふ福祉サービス利用者センター	びーすけっと
特定非営利活動法人 旅人とたいようの会	
特定非営利活動法人 岐阜県居宅介護支援事業協議会	
特定非営利活動法人 ぎふ住民福祉研究会	
特定非営利活動法人 中部社会福祉第三者評価センター	

3 「介護サービス情報の公表」の計画

毎年、報告・調査・情報公表に関する計画を県知事が策定し、公表します。

平成22年度計画の内容

計画の基準日	平成22年 1月 1日
報告計画の期間	平成22年 6月 1日 ~ 平成23年 3月31日
調査事務計画の期間	平成22年 7月 1日 ~ 平成23年 3月31日
情報公表事務計画の期間	平成22年 9月 1日 ~ 平成23年 4月30日

岐阜県および岐阜県社会福祉協議会のホームページで、計画を公表しています。

なお、調査を行う月及び調査機関は、原則として変更しませんが、特別な理由がある場合は調整に応じますので、**6月18日(金)**までに <様式3>「計画変更申出書」を提出してください。

計画の中止

公表計画の対象となっている事業所が廃止又は休止する場合は、計画は中止となりますので、<様式2>「計画中止申出書」を速やかに提出してください。

対 象

下記のサービスが公表の対象となります。これらを以下の区分に分け、区分内で一体的に運営されているサービスについては、報告及び調査を一体的に行います。

公表の対象となるサービスの種類及び一体的に報告・調査を行うサービス区分
各区分内において「**のサービス**」を「**主たるサービス**」として取り扱います。

1	訪問介護 + 介護予防訪問介護 + 夜間対応型訪問介護
2	訪問入浴介護 + 介護予防訪問入浴介護
3	訪問看護 + 介護予防訪問看護 + 指定療養通所介護
4	訪問リハビリテーション + 介護予防訪問リハビリテーション
5	通所介護 + 認知症対応型通所介護 + 介護予防通所介護 + 介護予防認知症対応型通所介護 + 指定療養通所介護
6	通所リハビリテーション + 介護予防通所リハビリテーション + 指定療養通所介護
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） + 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型） + 地域密着型特定施設入居者生活介護 + 介護予防特定施設入居者生活介護 + 介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム） + 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型） + 地域密着型特定施設入居者生活介護 + 介護予防特定施設入居者生活介護 + 介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）
9	特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅） + 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型） + 地域密着型特定施設入居者生活介護 + 介護予防特定施設入居者生活介護 + 介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）
10	福祉用具貸与 + 特定福祉用具販売 + 介護予防福祉用具貸与、 + 特定介護予防福祉用具販売
11	小規模多機能型居宅介護 + 介護予防小規模多機能型居宅介護
12	認知症対応型共同生活介護 + 介護予防認知症対応型共同生活介護
13	居宅介護支援
14	介護老人福祉施設 + 短期入所生活介護 + 介護予防短期入所生活介護 + 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	介護老人保健施設 + 短期入所療養介護（介護老人保健施設） + 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
16	介護療養型医療施設 + 短期入所療養介護（介護療養型医療施設） + 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

【一体的に報告・調査を行うサービス区分の取扱い】

各区分において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、各区分における介護サービス情報の多くが共通であることから、一体的に報告及び調査を実施します。

介護サービス情報は、原則として、サービスごとに報告するものですが、上記表の各区分内において一体的に運営されているサービスの調査情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則「主たるサービス(上記表のサービス)について報告・調査を行い、その他のサービスについては、「主たるサービス」の報告・調査をもって報告・調査を行ったものとみなします。

計画の基準日前の一年間において、各区分内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、公表の対象となります。

各区分内に1つでも100万円を超える事業所がある場合は、区分内全ての事業所が公表の対象となります。

公表の対象となる事業者

<計画の基準日：平成22年1月1日>

平成22年4月1日以降、新たに対象サービスいずれかの提供を開始する事業者

基本情報の報告・公表が義務となり、調査情報については任意

対象サービスのいずれかを提供する事業者で、計画の基準日前の介護報酬(利用者負担を含む)年額が100万円を超える事業者

対象サービスのいずれかを提供する事業者で、計画の基準日に休止中であり、基準日前の介護報酬(利用者負担を含む)年額が100万円を超える事業者が再開する場合

対象サービスを提供する事業者で、～に該当しない事業者のうち、介護サービス情報の公表を希望する者

の事業者が、任意で公表を申し込む場合は、**6月18日(金)**までに**<様式1>「実施申込書」**を提出してください。

計画策定においては、国民健康保険団体連合会のデータをもとに、平成20年1月～12月までの一年間の介護報酬合計額により対象事業所を特定しますが、システム上、この介護報酬合計額は下記の対象外費用を含んだまま集計されています。

そのため、貴事業所において下記の費用を除いて再計算され、基準日前の介護報酬年額の合計が100万円以下となった場合には、計画の対象外となり、介護サービス情報を公表するかどうかは貴事業所の任意となります。公表を希望されない場合は、**<様式2>「計画中止申出書」に(別紙様式1)「計算書」**を添付して、**6月18日(金)**までに提出してください。(なお、計画どおり公表を希望される場合は、提出の必要はありません。)

<対象外となる費用>

- ・ 居宅支援サービス費(平成17年度までの費用)
- ・ 居宅支援サービス計画費(平成17年度までの費用)
- ・ 有料老人ホーム又は軽費老人ホームの指定特定施設入居者生活介護の指定と併せて、養護老人ホームの指定特定施設入居者生活介護の指定を受ける事業所の、養護老人ホームの指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費
- ・ 有料老人ホーム又は軽費老人ホームの指定特定施設入居者生活介護の指定と併せて、養護老人ホームの指定地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受ける事業所の、養護老人ホームの指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費
- ・ 有料老人ホーム又は軽費老人ホームの指定特定施設入居者生活介護の指定と併せて、養護老人ホームの指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受ける事業所の、養護老人ホームの指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費

報告

「基本情報」「調査情報」は、原則として、介護サービスごとに報告するものですが、「一体的に報告・調査を行うサービス区分」内において一体的に運営されているサービスの調査情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則「主たるサービス」について報告を行い、その他のサービスについては、「主たるサービス」の報告をもって報告を行ったものとみなします。

報告の方法

(1)「介護サービス情報報告システム」による報告（原則、本システムにより報告）

インターネットで「報告システム」にアクセスし、IDとパスワードでログインし、WEB上で、指定情報公表センターへ直接報告を提出します。

岐阜県介護サービス情報報告システム	https://kouhyou-hokoku.winc.or.jp
ID	事業者番号
パスワード	一体的に報告する区分ごとに、公表センターから付与される。 パスワードは、それぞれの計画通知書に記載
報告の流れ	ログイン 入力・登録 提出 の手順で報告提出 詳細については、「介護サービス情報公表システム報告手順 ご案内」「介護サービス情報報告システム事業所様向けマニ ュル」を参照

(2) Excel 調査票による報告（Web 上での報告が出来ない場合などやむを得ない場合のみ）

Excel 調査票に報告内容を入力または記入し、電子メールまたは郵送で報告を提出して下さい。

報告様式	インターネットで、岐阜県社会福祉協議会 指定情報公表センターHP http://www.winc.or.jp にアクセスし、平成22年度用調査票をダウンロード。
報告の提出方法及び提出先	電子メール（原則） 指定情報公表センター E-mail:kouhyou@winc.or.jp 郵送 〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 県福祉・農業会館内
添付書類	<様式4> 『「介護サービス情報の公表」の報告の提出について』に必要 項を記入し、「基本情報」「調査情報」とあわせて提出してください。

報告の提出期限

調査実施月の前月15日まで（ただし、調査月が7月の場合は、6月30日まで）

報告の受理は、調査実施月の1ヶ月前から開始します。

（ただし、調査月が7月の場合は、6月10日から）

<平成22年4月1日以降、新たに介護サービスの提供を開始する事業者について>

サービスの提供を開始しようとする日の2週間前までに基本情報の報告が必要です。

指定と同時にサービスの提供を開始する事業者は、指定と同時に報告する必要があります。

<基準日に休止中であり、公表の対象となる事業所が再開する場合について>

サービス提供を再開する日の2週間前までに基本情報・調査情報の報告が必要です。

報告内容の訂正

調査情報の報告内容に誤りがあった場合は、調査実施の当日に<様式6>「調査情報調査票訂正依頼書」を担当調査員に提出してください。

公表後の介護サービス情報の更新等

公表後に、介護サービス情報のうち基本情報の内容（介護保険法施行規則別表第1の一〔法人に関する事項〕及び二〔事業所に関する事項〕）に変更があった場合は、速やかに指定情報公表センターに連絡してください。

調査

調査の概要

報告された調査情報について、内容が事実であるかどうかを確認するために指定調査機関から調査員が訪問し、面接調査を行います。

調査員から事業所に調査結果を報告し、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されることについて事業者の同意が得られたうえで、調査終了となります。

この調査は、事実確認のみを目的とし、評価・改善指導を行うものではありません。）

一体的に報告・調査を行うサービス区分の取扱い

原則として、報告された「主たるサービス」について調査を行い、その他のサービスについては、「主たるサービス」の調査をもって調査を行ったものとみなします。

調査日（原則1日以内）

調査を実施する指定調査機関と事業者間において、事前に日程調整を行います。

調査を実施する指定調査機関から、調査日時及び調査員名が通知されます。

調査当日の留意事項

面談形式により調査を実施しますので、会議室等をご用意ください。

事業所の責任者及び調査票の記入者など、報告された内容について回答できる方が同席してください。

「調査情報調査票」に記入された内容に基づき、「確認のための材料」の事実確認を行います。

調査を円滑に進めるため、事前に関係資料をご準備ください。

調査の時点は、報告日現在とします。また、過去の実績等の調査期間は、報告された情報の作成日の前1年とします。

<調査方法>

- ・調査は、『ある』と報告された項目について事実の有無を確認
- ・利用者ごとの記録等の事実確認は、その記録等の原本を1件確認
- ・資料は、紙・電子媒体は問わない
- ・事業計画等は、法人全体のものでも可
- ・研修会等の記録は、題目、開催日、出席者、概要等を確認（外部研修への参加でも可）

調査終了にあたっては、調査結果について事実誤認がないことについて同意をいただきます。調査結果の同意にあたっては、事業者を代表する者又は当該事業所の管理者の記名押印（又は署名）が必要です。

調査員

調査員は、調査員養成研修の課程（厚生労働大臣が定める基準を満たす課程）を修了し、岐阜県知事が作成する調査員名簿に登録された者です。

< 注意事項 >

昨年度から調査員 1 名以上での調査実施が可能となり、原則 1 名または 2 名で調査を実施します。地域密着型サービス事業者については、外部評価制度と公表制度の調査を同一日に実施できるよう調査実施月について指定調査機関との調整を実施しています。「マニュアル」や「規程」の有無に関する「確認のための材料」の確認作業においては、昨年度の調査で既に確認済となっている項目については、訪問調査における確認作業を省略しています。

< 指定調査機関一覧 >

名称(特定非営利活動法人)	所在地	連絡先
岐阜後見センター	岐阜市平和通2-8-7	TEL(058)213-9565 FAX(058)213-9566
ぎふ福祉サービス利用者センター びーすけっと	各務原市三井北町3-7 尾関ビル2F	TEL(058)375-3181 FAX(058)375-3182
旅人とたいようの会	大垣市伝馬町110	TEL(0584)73-2662 FAX(0584)82-4158
岐阜県居宅介護支援事業協議会	揖斐郡池田町白鳥104	TEL(0585)45-1171 FAX(0585)45-1172
ぎふ住民福祉研究会	大垣市南類町5-22-1 モナーク安井307	TEL(0584)47-9135 FAX(0584)47-9136
中部社会福祉第三者評価センター	名古屋市緑区左京山104 加福ビル左京山 1F	TEL(052)624-8800 FAX(052)624-8866

公 表
公表

報告された基本情報と調査結果については、調査実施月の翌々月に、「岐阜県介護サービス情報公表システム」で公表します。

4 手数料

一体的に報告・調査を行う区分ごとの手数料

	金 額	支 払 先
公表手数料	8,000円	指定情報公表センター
調査手数料	20,500円	調査を実施する指定調査機関

手数料は、一体的に報告・調査を行う区分ごとに必要となります。
手数料は、岐阜県手数料徴収条例に定められています。

手数料請求書は、一体的に報告・調査を行う各区分内の「主たるサービス」の事業所宛に発行しますので、ご承知おきください。

手数料納入期限は、調査実施月の前月 15 日まで（報告の提出期限と同じ）ですので、期限内にそれぞれの指定口座に振り込み願います。
なお、請求書は、納入期限の 1 か月前に郵送します。

5 その他

問い合わせ先

岐阜県社会福祉協議会 指定情報公表センター（担当：伊藤、広瀬）
〒500-8385 岐阜市下奈良 2 - 2 - 1 県福祉・農業会館内
T E L 058-273-1111 <内線2524、2545> F A X 058-275-4858

【「介護サービス情報の公表」制度 関連書籍のご案内】

「介護サービス情報の公表」制度解説ブック

書 名		価格（税込）
制度解説編 （介護保険制度の基礎知識、介護サービス情報の公表の理解、調査の実際）		2,100円
基本情報編 （基本情報項目を網羅するとともに、その記載要領がサービスごとにまとめられている）	居宅系サービス	2,730円
	居住系サービス	3,570円
	医療系サービス	2,520円
調査情報編 （調査情報項目を網羅し、その考え方及び「調査にあたっての留意事項」がまとめられている）	居宅系サービス	2,310円
	居住系サービス	2,310円
	医療系サービス	2,625円

「介護サービス情報の公表」制度 理解を深める Q&A 1,260円（税込）
 （「介護サービス情報の公表」制度の意義やしきみから報告・調査について生じやすい疑問点まで、制度の要点について Q&A 形式で解説されており、解説ブックと併せて活用できる内容となっている）

問い合わせ先

【編集・発行】

社団法人シルバーサービス振興会 介護サービス情報公表支援センター

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-1-1 麹町311ビル

TEL 03-5276-1600 / FAX 03-5276-1601

【図書購入に関する問い合わせ】

中央法規出版 岐阜営業所

〒502-0905 岐阜市山吹町1-4

TEL 058-231-8752 / FAX 058-231-8756